

令和7年5月21日
地域学校連携課

議会の委任による専決処分の報告
(家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和7年4月23日開催の文教常任委員会において、中学校部活動中における物損事故の発生についてとして報告した事案について、相手方からの損害賠償金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 発生日時 | 令和7年2月28日(金) 午後5時10分頃
(天気: 晴れ) |
| (2) 発生場所 | 世田谷区内 |
| (3) 事故内容 | 世田谷区(以下「甲」という。)立中学校野球部の部活動中にバッティング練習をしていたところ、打球が防球ネットの隙間を抜けて、敷地外の相手方(以下「乙」という。)が所有するアパートの外階段の屋根に当たり、当該屋根を損傷させた。 |
| (4) 損傷の程度 | 物損: 樹脂製波板の屋根に野球ボール1個分大の穴 |
| (5) 相手方等 | 乙 |

3 損害賠償額 29,700円
(特別区自治体総合賠償責任保険より全額補てんされる。)

4 専決処分日 令和7年5月20日